

白石町観光協会の設立準備に関する
協議結果報告書

令和6年6月

白石町観光協会設立準備委員会

目次

1	はじめに	1
2	設立準備	2
3	組 織	3
4	定 款	5
5	理 事 会	21
6	事 務 局	21
7	諸規則等	21
8	事業計画	22
9	今後のスケジュール・展望	29
	資料編	30

白石町観光協会設立準備委員会関連資料

- (1) 白石町観光協会設立準備委員会 設置要綱
- (2) 白石町観光協会設立準備委員会 委員名簿
- (3) 準備委員会の開催状況と会議録
 - ① 第1回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年1月29日）
 - ② 第2回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年2月26日）
 - ③ 第3回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年3月27日）
 - ④ 第4回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年4月30日）
 - ⑤ 第5回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年5月27日）

1 はじめに

現在、白石町（以下「本町」という。）を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少・後継者不足など、さまざまな課題に直面しています。

このような課題と向き合う中、令和元年6月に開業した「道の駅しろいし」は、本町の新たなヒト・モノ・カネの流れが生まれたきっかけとなり、観光による課題解決の可能性を感じさせてくれました。

本町が掲げる「第3次白石町総合計画」のとおり、町民と行政が協働しながら持続可能なまちづくりを推進し、「観光」を手段とした地域づくりを行っていくため、このけん引役として「白石町観光協会」の設立について、令和5年8月より設立検討委員会及び設立準備委員会を設置し協議してまいりました。

この度、白石町観光協会のあり方と効果的な運営が可能となる組織づくりについての検討を行い、改めて本町の現状について客観的事実（データ）により再認識し、課題解決を図り、継続的に現状を把握していくための組織となる白石町版 DMO（Destination Marketing／Management Organization：マーケティング（調査・分析）とマネジメント（共有・協働）による観光地域づくりの手法）を目指すことで内容がまとまりましたので、その協議結果を報告します。

白石町観光協会設立準備委員会
委員長 秀島 正洋

2 設立準備

(1) 設立スケジュール

観光協会設立までのスケジュールについては、以下のとおり素案をまとめました。

	6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月		
商工観光課・観光協会	協議結果を町長へ報告、議会へ報告		事業計画に沿った設立初年度予算の積算			設立初年度予算要求	観光協会の設立の発起・定款作成	佐賀公証人合同役場と定款について事前確認	定款の認証申請	観光協会会員の勧誘開始	令和7年度観光協会事業計画、予算の具体案検討開始		事務局職員募集の開始予定・備品購入・リース等の準備	令和7年度観光協会事業計画、予算の具体案決定	設立総会の準備		設立総会の開催	法務局へ法人登記を申請・令和7年度予算要求	登記完了予定・観光協会業務開始・銀行口座開設	観光協会職員雇用に関する届出（年金事務所・労働基準監督署等）	設立に伴う設置届等の提出（県・町・税務署等）
町予算関係						9月補正予算要求締切					9月議会後、補正予算交付予定							令和7年度当初予算要求	観光協会運営補助金交付予定		

3 組織

(1) 法人形態

組織の目的は、地域全体の活性化であり、株式会社のような構成員への利益の分配ではなく、公共性の高い事業を行うことから、「非営利法人」とし、公益事業と将来的に収益事業の両方を実施検討することから、原則として事業目的に制限がなく、収益事業も行うことができる「一般社団法人（非営利法人）」が適切と考えます。

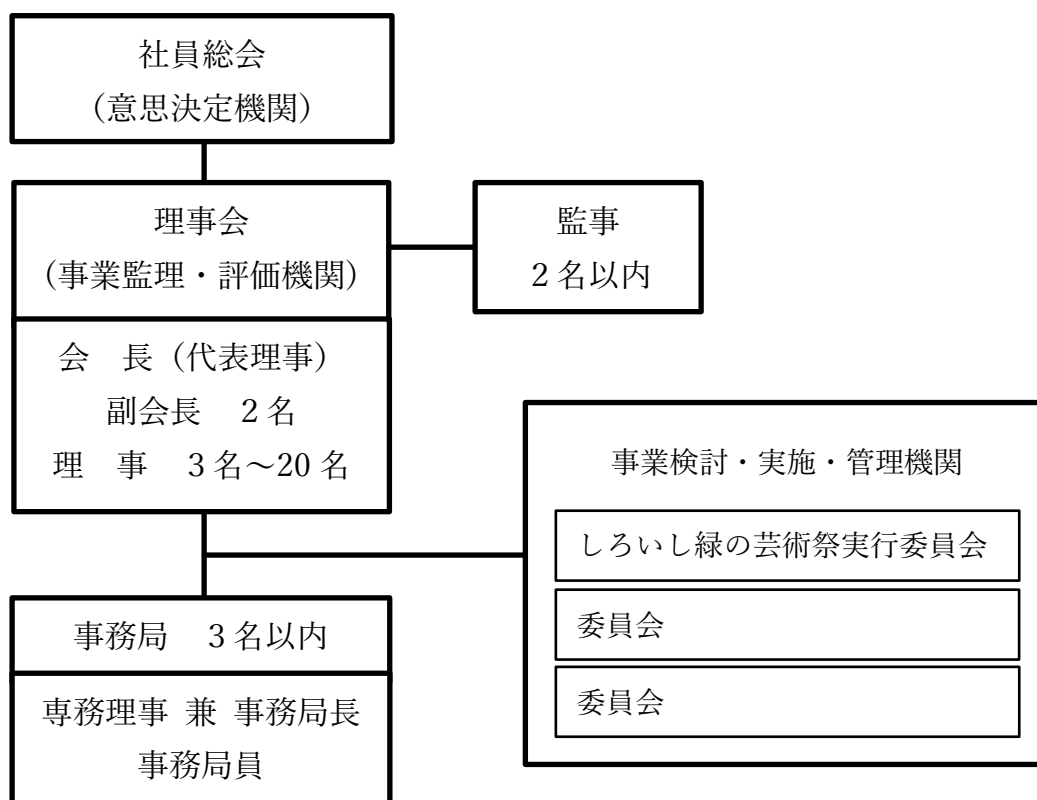
(2) 組織名称

当初より漢字表記の「白石町観光協会」として進めてきましたが、“しろいし”の他、“しろいし”と読むことができ、本町を正しく認知拡大していきたいことから、平仮名表記の「しろいし町観光協会」が適切と考えます。

(3) 組織体制

しろいし町観光協会の組織体制については、以下のとおり素案をまとめました。

【組織図】



○ 会員（＝社員）

会員については、観光協会の安定的な運営と会員の負担軽減を鑑み、下記のとおりとする。なお、議決権については、白石町の観光資源となる地域事業者の意見を広く聴き、活動に反映させるため全ての会員が議決権を有する。

会員種別	議決権	年会費 1口あたり 2,000 円
個人会員（個人・個人事業者など）	あり	1 口（2,000 円）以上
団体会員（組合・非営利団体など）	あり	3 口（6,000 円）以上
法人会員（企業・営利団体など）	あり	5 口（10,000 円）以上

○ 社員総会

社員総会は、社団の運営方針、組織・人事など決議する。会社でいえば株主総会にあたる最高意思決定機関である。会員は、加入口数に関わらず、1人1票の議決権を有する。

○ 理事会

理事会は、事業監理・評価機関であり、3～20名程度で構成する。（通常に行う理事会の定足数を満たすことが困難とならない人数が望ましい。）

○ 監事

監事は、法人の財産状態や理事会の業務執行状況を監督する機関である。財務、会計関係の実務について知見を有する者1～2人を置く。

○ 事務局

事務局長を1名、事務局員2名以内を配置し、健全な組織運営と事業活動を行う。

また、実際の事業を行う事務局の意見が、理事会にも反映されるよう事務局長は専務理事を兼務することが望ましい。

所掌事務については、以下のとおりとする。

- ・専務理事 兼 事務局長：1名（理事会補佐、統括、企画、人事、労務管理、対外調整等）
- ・常勤職員：2名以内（総務、会員獲得、理事会・社員総会対応、予算管理、経理、広報、営業、会員管理、ホームページ管理、SNS 発信等）

○ 各種委員会

観光協会の運営及び事業推進にあたって検討・実施・管理機関とし、必要に応じ適宜設置をする。新たな取り組みの実施、発行物や資料制作、イベントの実施等の際に組織し、構成員については会員や外部の知見を有する者をもって充てる。

4 定款

定款については、以下のとおり素案をまとめました。

一般社団法人 しろいし町観光協会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 しろいし町観光協会 と称し、英文名は Shiroishi Town Tourism Association と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県杵島郡白石町内に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 当法人は、佐賀県杵島郡白石町の自然、歴史、文化、産業、人材などの町内資源を生かし、観光事業を通して、地域経済の健全な発展とまちの魅力の向上、地域住民の地域に対する愛着の醸成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する情報の収集及び発信
- (2) 観光に関する調査及び分析
- (3) 観光に関する企画の立案、実施
- (4) 観光資源の掘り起こし及び開発、保全
- (5) 特産品等の開発、宣伝及び販売
- (6) 飲食物等の提供及び販売
- (7) 観光商品の開発、宣伝及び販売
- (8) 観光に関する啓発物品及び印刷物の作成
- (9) 地域団体並びに官公庁及び他の関係団体との協力及び連携

- (10) 観光を通じた他の都市との交流事業
- (11) 観光振興に繋がる映画等の撮影支援
- (12) 観光案内所の管理運営
- (13) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

(法人の構成員)

第7条 当法人に次の会員を置き、全ての会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人・個人事業者等
- (2) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会した団体・非営利団体等
- (3) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した企業・営利団体等

(入 会)

第8条 会員となろうとする者は、理事会が別に定める【様式1号】入会申込書、及び反社会的勢力排除に関する誓約書の提出により申込みをし、承認を得なければならない。

2 前項の申込みがあったときは、理事会において別に定める基準によりその諾否を決定した後、その結果を、当該申込みをした者に通知する。

(会費等)

第9条 会員は、当法人の事業活動の費用に充てるため、社員総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める【様式2号】退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はこれに基づくその他の規則等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 当法人の事業を妨げる行為、又は当法人、当法人の役員若しくは会員に対し、法的責任を超え不当な要求行為や暴力的、脅迫的要求行為を行ったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は、前 2 条に定める場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 解散又は破産したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその会員たる資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、かつ、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(抛出金品の不返還)

第 14 条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第 3 章 社員総会

(構 成)

第 15 条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権 限)

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費等の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画及び予算（案）の承認
- (6) 事業報告及び決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後一定期間内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において、開催が決議されたとき。
- (2) 総会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員が、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集を請求したとき。

4 社員総会は、会員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(招 集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故等による支障があるときは、社員総会であらかじめ定められた順位により、副会長が招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に、臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までにこれを通知しなければならない。

(議 長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ社員総会の承認を得て定められた順位により、副会長が議長となる。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、加入口数に関わらず、会員 1 名につき 1 個を有する。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数であるときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、出席した会員の半数以上であって、かつ、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法をもって決議に参加、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第 4 章 役員等

(役員の設置)

第 23 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事1名又は2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 4 専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員のうちから選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選任する。
- 3 監事は、当法人の理事又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査し、並びに毎事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはそのおそれがあると認める場合、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認める場合において、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があると認める場合において、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から5日以内に、当該請求の日から2週間以内の日に理事会を開催する

旨の招集通知が発せられない場合において、自ら理事会を招集すること。

- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するとともに、その内容について法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、当該調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害を生じのおそれがあると認めるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補充により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事及び監事の任期は、その他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後において、理事については 3 名、監事については 1 名に満たなくなるときは、当該退任理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第 30 条 当法人は、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、当法人の重要事項について会長の諮問に応じる。

3 顧問及び相談役の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務に要する費用があるときは、これを弁償することができる。

6 顧問及び相談役に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第 5 章 理事会

(設 置)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開 催)

第 33 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年度 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、当該請求のあった日から 2 週間以内の日を期日とした理事会の招集の通知が発せられない場合において、当該請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が第 26 条第 5 号、又は同条第 6 号の規定により招集したとき。

4 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(招 集)

第 34 条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定める順位にある者が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項第 3 号及び第 4 号に該当する臨時理事会については当該理事又は監事が招集する。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定める順位にある者が当たる。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合であって、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 6 章 委員会

第 38 条 当法人の事業の円滑な運営を図るために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 基金

第 39 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、申込み、割当て、払込み等の手続き及び基金の管理、返還等の取扱については、

理事会が別に定める。

- 3 拋出された基金は、当法人が解散する日まで返還しない。
- 4 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第41条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時社員総会において報告、及び承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）正味財産増減計算書
- （5）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- （6）財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）理事及び監事の名簿
- （3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 43 条 当法人は、剰余金を分配することはできない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 45 条 当法人は、社員総会の決議によって、他の法人法上の法人と合併し、又は事業の全部若しくは一部を譲渡することができる。

(解 散)

第 46 条 当法人は、法人法第 148 条各号に定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 47 条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団及び公益財団の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 48 条 当法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 49 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

(情報公開)

第 50 条 当法人が管理する情報については、白石町情報公開条例に準じて取り扱うものとする。

第 11 章 個人情報の保護

(個人情報保護)

第 51 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第 12 章 補 則

(法令の準拠及び細則)

第 52 条 この定款に定めのない事項については、全て法人法その他の法令に従う。

2 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

第 2 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(経過措置)

第3条 本則第9条の規定に関わらず、設立初年度の令和6年度は会費を徴収しないものとする。

(設立時社員)

第4条 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

1 (住所)

(氏名)

2 (住所)

(氏名)

以上、一般社団法人しろいし町観光協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年 月 日

設立時社員

設立時社員

様式 1 号

一般社団法人 しろいし町観光協会 入会申込書

一般社団法人 しろいし町観光協会 会長 様

貴会の目的趣旨に賛同、定款及び諸規定を遵守し、下記のとおり入会を申込みます。

入会申込日	令和 年 月 日
所在地	〒 -
ふりがな	
事業所名	
代表者役職・氏名	役職 氏名
担当者役職・氏名	役職 氏名
電話 /FAX 番号	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
創業年月	年 月
事業内容	
種別	【 個人会員 ・ 団体会員 ・ 法人会員 】
年会費	口 円 ※ 1 口 2,000 円 ※ 個人会員は 1 口以上、団体会員は 3 口以上、法人会員は 5 口以上とする。

※ しろいし町観光協会が取得した個人情報は、当協会の運営に関すること以外に使用いたしません。

※ 年度途中で入会された場合も 1 年分の会費を納めていただきます。また、年度途中で退会された場合は会費の返金はいたしませんのでご了承ください。

※ 次回の理事会にて承認後、登録されます。

反社会的勢力ではないことの誓約書及び照会同意書

一般社団法人 しろいし町観光協会 会長 様

令和 年 月 日

会社名・屋号 _____

代表者役職氏名 _____ 印

住所又は所在地 _____

連絡先(電話番号) _____

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他の各号に準ずる者及び団体（以下、本項各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
- 2 私は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与する等の関係を有しないことを誓約いたします。
- 3 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を棄損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 私は、上記各号のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴協会が必要と判断した時は専門機関（警察、公益財団法人佐賀県暴力団追放運動推進センター）に照会することについて同意します。
- 5 私は、虚偽の申告をしたことが判明した場合に、除名となっても一切意義を申し立てません。
また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

様式 2 号

一般社団法人 しろいし町観光協会 退会届

一般社団法人 しろいし町観光協会 会長 様

貴会の定款第 10 条に基づき、退会届を提出いたします。

なお、未履行の義務がある場合は、完了して退会いたします。

退会申請日	令和 年 月 日
所在地	〒 -
ふりがな	
事業所名	
代表者役職・氏名	役職 氏名
担当者役職・氏名	役職 氏名
電話 /FAX 番号	
メールアドレス	
退会理由	
会員種別	【 個人会員 ・ 団体会員 ・ 法人会員 】
年会費	☐ 会費の未納はありません ☐ 会費の未納がありますので、支払って退会します

5 理事会

しろいし町観光協会の理事及び監事選出母体候補については、本町の持続可能なまちづくりのけん引役としての役割を鑑み、以下の団体からの選出が望ましい。

なお、理事会は 12～20 名程度の構成とする。

- ・ 商工団体
- ・ 農業団体
- ・ 漁業団体
- ・ 飲食団体
- ・ 物販団体
- ・ 交通団体
- ・ 金融団体
- ・ 地域団体
- ・ 地域内事業者 等

6 事務局

しろいし町観光協会の設立時における事務局職員については、以下のとおり素案をまとめた。

(1) 事務局長（1 名）

指名とする。観光分野での経験と知識がある者で、なおかつ町との連絡調整が取れる者を指名することが望ましい。

(2) 事務局員（2 名以内）

公募とする。ただし、適任者の選出が別の方法で可能な場合は、その限りではない。

7 諸規則等

しろいし町観光協会の就業規則、処務規則等については、白石町が定める白石町職員の勤務に関する規則を素案とする。

ただし、これについては、実状に合わせた規則を改めて検討されることが望ましい。

8 事業計画

事業計画については、以下のとおり素案をまとめました。

しろいし町観光協会 事業実施計画

- 設立年月日 令和6年11月中
- 事務所在地 〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1 白石町役場商工観光課内
※ 将来的には観光案内所機能と併せて、道の駅しろいし敷地内に移行することも検討する。
- 設立目的 白石町の自然、歴史、文化、産業、人材などの町内資源を生かし、観光事業を通して、地域経済の健全な発展とまちの魅力の向上、地域住民の地域に対する愛着の醸成に寄与することを目的とする。
- 事業計画 設立目的達成のために次の事業を行う。

1. 観光地域づくり推進事業

(1) データ分析に基づくマーケティング業務

人流データやWeb、SNS等を活用したデータを集積し、分析することで、消費者のニーズや動向を考慮した、中長期的なプロモーション戦略の立案などを行う。

(2) データ分析に基づくマネジメント業務

前項において集積した観光データをオール白石観光戦略会議、及び関係各所と共有し、中長期的な観光戦略の立案などを行う。

※ オール白石観光戦略会議については、別記を参照。

2. 観光情報伝達事業

(1) 情報伝達のための素材収集事業

町内資源をより魅力的に伝達するため、必要となる写真や動画などの観光情報収集を行う。

(2) Web活用事業

WebサイトやSNSを活用し、観光情報をはじめとした町内の最新情報や旬の情報などを伝達し、認知度、魅力度を向上させ、誘客や消費額向上を目指す。

(3) パンフレット等制作事業

多様で普遍的な白石町の魅力を集約し、認知度、魅力度を向上させ、誘客や消費額向上を目指す。

(4) ファン獲得のための企画検討及び実施

来訪者が、リピーターとなり、白石町のファンとなるよう、白石町ならではのCRM（カスタマー リレーションシップ マネジメント：顧客関係管理）システム構築の検討及び実施。

(5) マスコミへの情報提供、取材・ロケ対応

取材誘致活動や、訪問営業活動、取材・ロケ対応。

(6) 県・観光連盟・自治体などが主催・共催する催事への参加

佐賀県・佐賀県観光連盟・九州観光機構、各自治体などが実施する催事に積極的に参加し、白石町への誘客を意識した情報発信を積極的に行っていく。

(7) しろいしブランド向上の企画検討及び実施

白石町及び町内資源の認知度、魅力度の向上を目的とし、白石町特産物PRキャラクター「しろいしみのりちゃん」や「しろいし緑の芸術祭」などを活用した企画を検討、実施する。

(8) ECサイト（「しろいし特産品」など）の検討。

年間を通して白石の特産品の買い物ができるサイト立ち上げの検討。

3. 町内外連携事業

(1) 町内イベント等の支援業務

町内で開催される多様な祭・イベント等の催しについて、主催者の求めに積極的に応じ、主に情報発信を中心に協力、支援などを行う。

(2) しろいし緑の芸術祭の企画・準備・運營業務（現：白石町観光推進協議会主催事業）

※ 令和7年度より、白石町商工観光課が所管する白石町観光推進協議会を観光協会へ移管し、名称を「しろいし緑の芸術祭 実行委員会」を構成し、実施する。

※ しろいし緑の芸術祭とは

【 目 的 】

白石町にある自然環境と歴史文化、文化芸術を通して、白石町に新たな観光資源を作り、交流人口を創出する。

【 ビ ジ ョ ン 】

文化芸術振興を通して、土地、人、作物の魅力を表現し、白石町で暮らす人、白石町へ来訪した人に豊かな体験をもたらす。

【事業概要】

白石町観光推進協議会の主催事業として、令和4年度より白石町を会場にした芸術祭イベントとして計画され、第1回として、アーティスト3人（木下友梨香氏、塚本猪一郎氏、原良介氏）が白石町を舞台に作品を制作し設置された。

ふくどみマイランド公園と妻山神社が作品の展示会場となり、トークイベント&鑑賞ツアーの実施、また関連イベントとして、ふくどみマイランド公園にて「Farmers Table2023」が開催され、当日は町内外から約1,500人の来場者が訪れた。

また、令和5年度は第2回目として、アーティスト2人（山根晋氏、高橋漠氏）による作品の制作と設置、稲佐神社と縫ノ池が作品の展示会場となり、トークイベント&鑑賞ツアーの実施と、4年度と同じくふくどみマイランド公園にて「Farmers Table2024」を開催し、当日は町内外から約2,100人の来場者が訪れた。

（3）観光商品開発事業

① 町内外事業者等と連携した特産品やお土産品の開発支援

町、関係団体、町内外の企業・事業者などと連携しながら、白石町ならではの土産品開発に関する取り組みを進めていく。

② 町内資源や事業者を活用した体験型商品の開発支援

町内資源や町内事業者を活用した、白石町ならではの体験型商品に関する取り組みを進めていく。

（4）環有明海観光連合に関連した事業

有明海に面する福岡、佐賀、長崎、熊本県の市町観光協会などで行う環有明海観光連合への加盟、及び連絡、調整、実施などを行う。

※ 環有明海観光連合とは、【佐賀県】佐賀市、小城市、鹿島市、嬉野市、太良町【福岡県】大牟田市、みやま市、柳川市、大川市【長崎県】島原市、南島原市、雲仙市【熊本県】荒尾市、長洲町の観光協会・観光ビューローが加盟し、九州有数の海である有明海の価値の共有化と最大化を目的に観光誘客や地域産品の拡販、有明海的环境保全を目的とし2022年6月に設立された団体。

4. しろいしを担う人材確保・育成事業

（1）地域ガイド活動支援事業

町内資源の魅力を解説、案内する地域ガイド活動の支援を行う。

（2）しろいし観光大使（仮称）プロジェクトの企画及び検討

白石町の祭り・イベントなど様々な社会活動において重大な課題となっている担い手不足の課題解決を目指し、町内外に関わらず「しろいしが好き」な人を「しろいし観光大使」として募集し、担い手の確保と地域交流の促進を目的とし企画及び検討する。

5. 会議の開催

- (1) 総会：通常社員総会を年1回開催。必要に応じて臨時社員総会を開催する。
- (2) 理事会：通常理事会を年2回開催。必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (3) 各委員会：必要に応じて開催する。各事業内容の協議・反省など

6. 事業実施計画の推進体制と監理（白石町版 DMO の形成）

(1) 事業実施計画を推進していくための体制

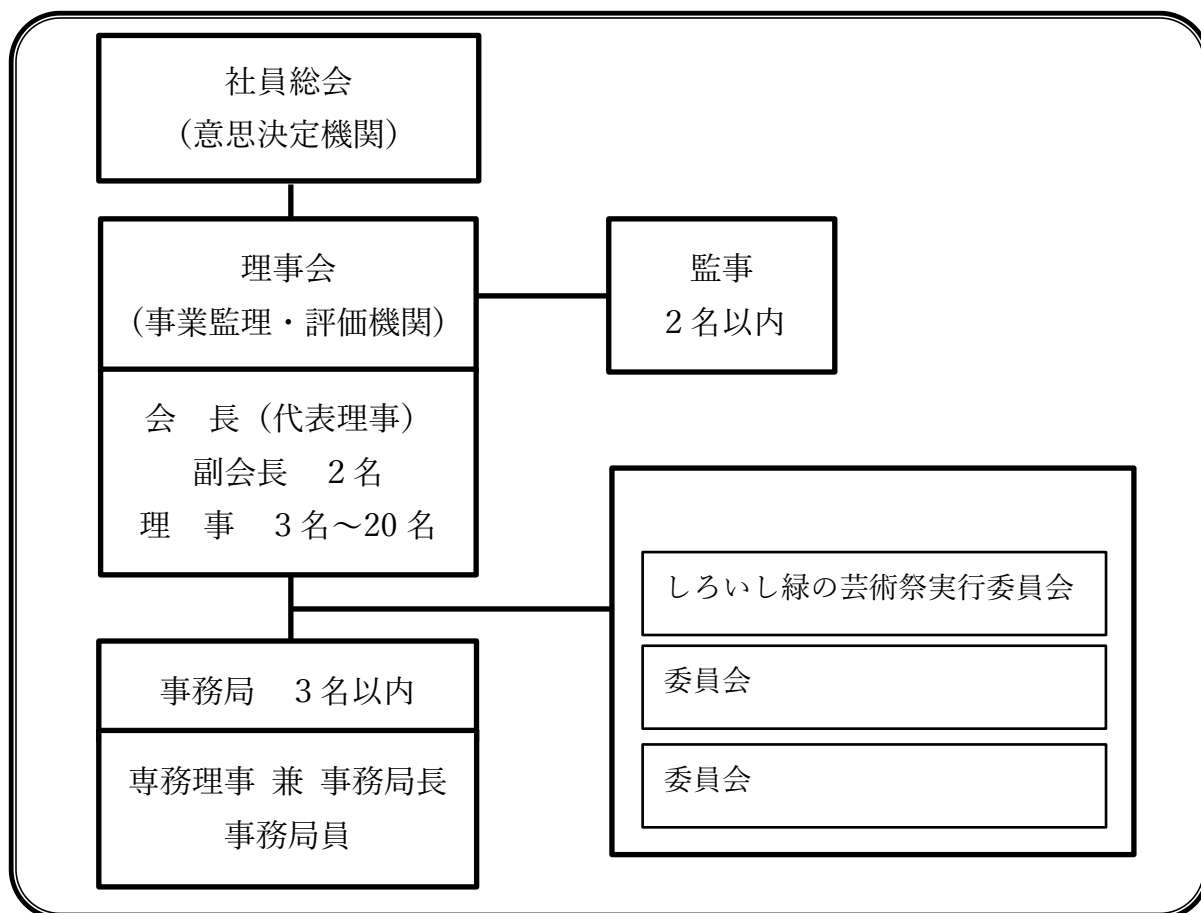
- ① 事業実施計画は、しろいし町観光協会が中心となり、白石町や商工会、農業協同組合、漁業協同組合をはじめ、町内の多様な関係者と連携しながら推進していきます。
- ② 他に、白石町の観光推進に必要と思われることについては協会内に委員会を設置し、具体的な事業検討や実施の中核を担います。

※ 推進体制図については、下記のとおり

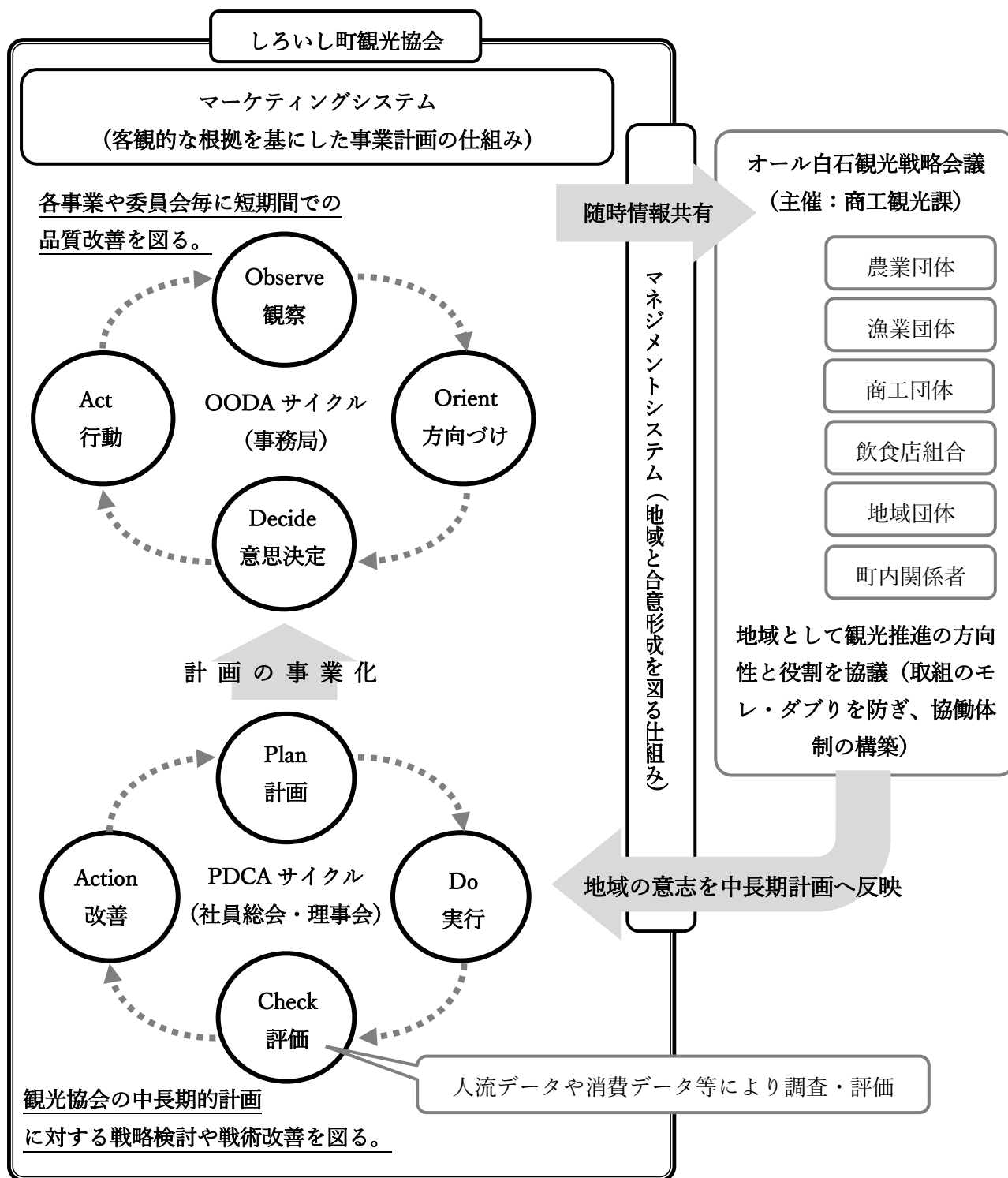
(2) 事業実施計画の監理と管理

- ① 毎年、しろいし町観光協会理事会が中心となり、実施計画に位置付けられた各事業の進捗状況を確認しつつ、評価を行います。
- ② その評価に基づき、次年度事業の方針を社員総会で決定し、実行していきます。なお、事業実施にかかる財源については、自主事業等による収入確保に努めるほか、白石町からの補助金・業務受託や国・関係機関の観光支援メニューなどを活用していきます。
- ③ 年間の事業計画については、①②のとおり P D C A（Plan：計画 - Do：実行 - Check：評価 - Action：改善）サイクルによって関係者全員へ共有し、事業品質の好循環化を図ります。
- ④ 全体の事業計画に基づいた、各事業については事務局と各委員会により、O O D A（Observe：観察 - Orient：方向づけ - Decide：意思決定 - Act：行動）サイクルにより事業見直しの高速化を図ります。

【しろいし町観光協会 推進体制】



【白石町版 DMO の流れ】



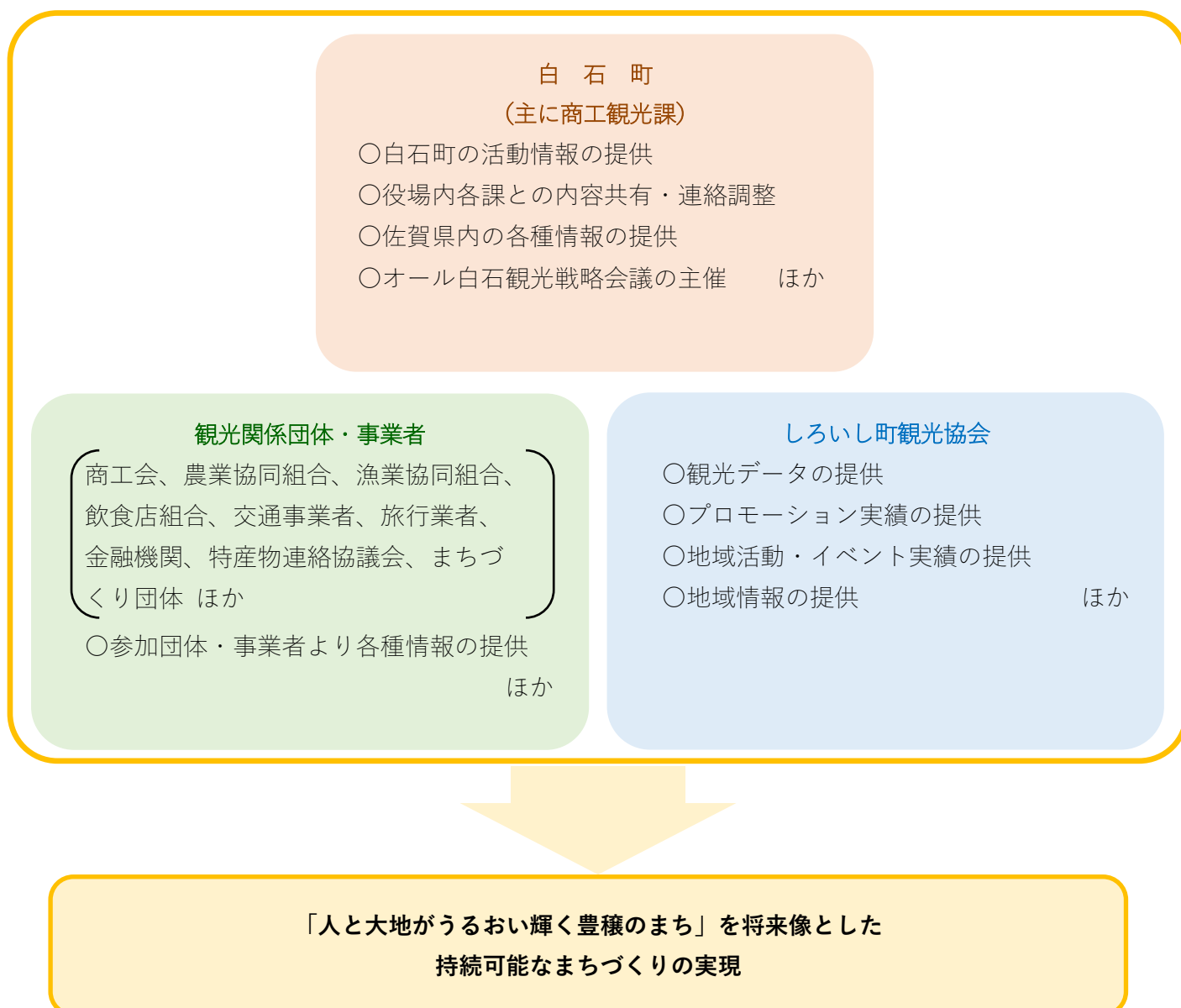
別記

観光まちづくり推進体制

平成 28 年 3 月に策定された「白石町観光振興基本計画」及び、令和 4 年 3 月に策定された「第 3 次白石町総合計画」に基づき、新白石町誕生時からの理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指す将来像とした持続可能なまちづくり計画を実現するため観光を通した長期的な戦略を「しろいし町観光協会」「白石町」「多様な関係団体・事業者等」で構成する「オール白石観光戦略会議」の中で推進していきます。

※ オール白石観光戦略会議について、主催は白石町（主に商工観光課）が行う。

<推進体制イメージ：オール白石観光戦略会議>



9 今後のスケジュール・展望

しろいし町観光協会の事業及び事務所借用の開始、並びに事務局職員就任は、令和6年12月1日とする。

しろいし町観光協会の開設後の滞りない事業開始、及び開設後に必要となる各種手続きについては、白石町商工観光課は準備を進め、支援を行うこと。

しろいし町観光協会職員は、滞りない事業開始と開設手続きを行うとともに、令和7年度の本格的な事業開始に向けて、社員総会を含め準備及び計画策定を行うこと。

なお、しろいし町観光協会の計画策定については、観光に関する各種データを基に、戦略の策定・K P I（Key Performance Indicator：主要業績評価指標）の設定、P D C Aサイクル等の形成による客観的根拠により、地域内の関係者と合意形成を図りながら進めていくこと。

また、しろいし町観光協会の在り方については、第3次白石町総合計画に基づき、「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を基本理念とした持続可能なまちづくり計画を常に意識し、白石町（商工観光課）が今後、取り組む観光推進体「オール白石観光戦略会議」の中で各種団体及び地域事業者等との情報の共有と役割整理により協働し、白石町の持続可能なまちづくりへ貢献すること。

以上を踏まえ、しろいし町観光協会が白石町の持続可能なまちづくりへの新たな原動力となって、町民の地域への愛着と誇りの醸成と地域の活性化のきっかけとなる観光の推進機関となること。

資料編

白石町観光協会設立準備委員会関連資料

(1) 白石町観光協会設立準備委員会 設置要綱

白石町観光協会設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 白石町観光協会（以下「観光協会」という。）の設立に当たり、観光協会設立準備について検討するため、白石町観光協会設立準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 観光協会の設立 準備に関すること。
- (2) その他観光協会設立の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 観光事業の推進に関する団体又は事業者の代表者
- (3) まちづくり団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から検討結果を町長に報告するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議を効果的に行うため、委員会にアドバイザー及びオブザーバーを置く。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他))

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年12月27日から日から施行する。施行する。

(2) 白石町観光協会設立準備委員会 委員名簿 (令和6年1月29日～)

No	選出区分	団 体 名	役職等	氏 名
1	識見を有する者	西九州大学短期大学部地域生活支援学科	教 授	田 中 知 恵
2	観光事業の推進に関する団体	白石町観光推進協議会	会 長	秀 島 正 洋
3	観光事業の推進に関する団体	白石町観光推進協議会	副会長	永 代 優 仁
4	観光事業の推進に関する団体	白石町商工会	会 長	坂 口 誠
5	観光事業の推進に関する団体	佐賀県農業協同組合 (杵藤エリア)	常務理事	小 野 康 文
6	観光事業の推進に関する団体	佐賀県有明海漁業協同組合 (新有明支所)	運営委員長	久 野 健児郎
7	観光事業の推進に関する団体	白石町飲食店組合	代 表	石 田 浩 樹
8	観光事業の推進に関する団体	白石町特産物直売所連絡協議会	会 長	久 原 淳 子
9	観光事業の推進に関する団体	白石町コミュニティタクシー協同組合	代 表	前 田 直 美
10	観光事業の推進に関する団体	佐賀銀行白石支店	支店長	伊 東 克 之
11	観光事業の推進に関する団体	東和商事株式会社東和トラベル	社 員	井 上 千津子
12	まちづくり団体	有明まちづくり事業委員会	会 員	小 森 浩
13	まちづくり団体	ひーでん祇園前夜祭実行委員会	委員長	藤 井 伸 幸
14	まちづくり団体	須古歴史観光振興会	役 員	副 島 則 子
15	まちづくり団体	女性団体連絡会	会 員	ベントリー 久仁子
16	まちづくり団体	さくらむすび	代 表	林 美保子
アドバイザー				
1	観光事業の推進に関する団体	佐賀県地域交流部 文化・観光局観光課	課 長	永 田 辰 浩
2	観光事業の推進に関する団体	一般社団法人佐賀県観光連盟	統括部長	松 下 秀 紀
3	観光事業の推進に関する団体	ピノー株式会社	代表取締役	松 本 祐 典
オブザーバー				
1	観光事業の推進に関する団体	白石町商工会	事務局長	本 山 泰 正
2	白石町役場関係課	総務課	課 長	中 村 政 文
3	白石町役場関係課	企画財政課	課 長	坂 本 博 樹
4	白石町役場関係課	総合戦略課	課 長	山 口 裕 一
5	白石町役場関係課	教育委員会生涯学習課	課 長	矢 川 靖 章
事務局				
1	白石町役場 商工観光課		課 長	谷 崎 孝 則
2	白石町役場 商工観光課		課長補佐	藤 井 小百合
3	白石町役場 商工観光課 観光係		係 長	平 田 宰 子
4	白石町役場 商工観光課 観光係		係 長	山 口 一 寛
5	白石町役場 商工観光課 観光係		主 査	柴 田 貴 子
6	白石町役場 商工観光課 観光係		主 事	石 丸 隆 寛

白石町観光協会設立準備委員会 委員名簿（令和6年4月1日～）

No	選出区分	団 体 名	役職等	氏 名
1	識見を有する者	西九州大学短期大学部地域生活支援学科	教 授	田 中 知 恵
2	観光事業の推進に関する団体	白石町観光推進協議会	会 長	秀 島 正 洋
3	観光事業の推進に関する団体	白石町観光推進協議会	副会長	永 代 優 仁
4	観光事業の推進に関する団体	白石町商工会	会 長	坂 口 誠
5	観光事業の推進に関する団体	佐賀県農業協同組合（杵藤エリア）	常務理事	小 野 康 文
6	観光事業の推進に関する団体	佐賀県有明海漁業協同組合（新有明支所）	運営委員長	久 野 健児郎
7	観光事業の推進に関する団体	白石町飲食店組合	代 表	石 田 浩 樹
8	観光事業の推進に関する団体	白石町特産物直売所連絡協議会	前会長	久 原 淳 子
9	観光事業の推進に関する団体	白石町コミュニティタクシー協同組合	代 表	前 田 直 美
10	観光事業の推進に関する団体	佐賀銀行白石支店	支店長	伊 東 克 之
11	観光事業の推進に関する団体	東和商事株式会社東和トラベル	社 員	井 上 千津子
12	まちづくり団体	有明まちづくり事業委員会	会 員	小 森 浩
13	まちづくり団体	ひーでん祇園前夜祭実行委員会	委員長	藤 井 伸 幸
14	まちづくり団体	須古歴史観光振興会	役 員	副 島 則 子
15	まちづくり団体	女性団体連絡会	会 員	ベントリー 久仁子
16	まちづくり団体	さくらむすび	代 表	林 美保子
アドバイザー				
1	観光事業の推進に関する団体	佐賀県地域交流部 文化・観光局観光課	課 長	山 口 敦 子
2	観光事業の推進に関する団体	一般社団法人佐賀県観光連盟	統括部長	松 下 秀 紀
3	観光事業の推進に関する団体	ピノー株式会社	代表取締役	松 本 祐 典
オブザーバー				
1	観光事業の推進に関する団体	白石町商工会	事務局長	本 山 泰 正
2	白石町役場関係課	総務課	課 長	中 村 政 文
3	白石町役場関係課	企画財政課	課 長	大 串 恭 隆
4	白石町役場関係課	総合戦略課	課 長	山 口 裕 一
5	白石町役場関係課	教育委員会生涯学習課	課 長	矢 川 靖 章
事務局				
1	白石町役場 商工観光課		課 長	谷 崎 孝 則
2	白石町役場 商工観光課		課長補佐	藤 井 小百合
3	白石町役場 商工観光課 観光係		課長補佐	永 石 健 一
4	白石町役場 商工観光課 観光係		係 長	山 口 一 寛
5	白石町役場 商工観光課 観光係		観光専門員	平 川 陽 一
6	白石町役場 商工観光課 観光係		主 査	柴 田 貴 子

第1回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年1月29日）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第1回白石町観光協会設立準備委員会
開 催 日 時	令和6年1月29日 18:00～
開 催 場 所	町総合センター 2階集団指導室
出 席 状 況	出席者：秀島委員長、坂口副委員長、田中委員、永代委員、小野委員、久野委員、石田委員、久原委員、前田委員（代理）、伊東委員、井上委員、小森委員、藤井委員、副島委員、ベントリー委員、林委員、永田アドバイザー（代理）、松下アドバイザー（代理）、松本アドバイザー、本山オブザーバー、中村オブザーバー、坂本オブザーバー、山口オブザーバー、矢川オブザーバー 事務局：田島町長、観光課長、観光課長補佐、観光係長、観光係職員
報 告 事 項	1 設立準備委員会設置要綱について 2 検討委員会報告書について
議 題	1 委員長及び副委員長の選出について 2 講演「観光協会のあるべき姿・白石町観光協会に期待すること」 講師 一般社団法人佐賀県観光連盟 主査 平川 陽一 様 3 その他
結 論	報告事項1 設置要綱について、関連資料に基づき事務局から報告した。 報告事項2 検討委員会報告書について、関連資料に基づき事務局から説明及び報告した。 議 題 1 委員長及び副委員長の選出について、委員長に秀島委員、副委員長に坂口委員を選出した。 議 題 2 講演について、拝聴後、委員と講師の質疑応答を行った。 議 題 3 その他 次回の開催日程については、令和6年2月26日（月）午後7時から町総合センター2階集団指導室で開催することとした。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印＝委 員	<委嘱書の交付及び挨拶が田島町長より行われた。> 報告事項1 設置要綱について 【説明要旨】 関連資料に基づき事務局から報告した。 【質疑・意見等】 なし 報告事項2 検討委員会報告書について 【説明要旨】

●印＝事務局 □印＝講師	関連資料に基づき事務局から説明及び報告した。 【質疑・意見等】 なし 議題１ 委員長及び副委員長の選出について 【説明要旨】 白石町観光協会設立準備委員会設置要綱第５条の規定に基づき、委員長及び副委員長を委員の互選により選出する。 【質疑・意見等】 ● 皆様からのご意見をお願いします。 ○ 事務局に一任する方法で良いと考える。 ● それでは、事務局にご一任いただいてもよろしいか。 ＜異議なし＞ ● 事務局の案として、委員長に秀島委員、副委員長に坂口委員を選任させていただきたい。よろしければ、拍手をもってご承認をいただきたい。 ＜拍手をもって承認＞ ● それでは、委員長に秀島委員、副委員長に坂口委員を選任する。 議題２ 講演について 【説明要旨】 「観光協会のあるべき姿・白石町観光協会に期待すること」をテーマに資料を基に平川氏よりご説明いただいた。 【質疑・意見等】 ● 皆様からのご意見をお願いします。 ○ 「これまでの観光協会」と「これからの観光協会（DMO）」について、改めて説明が求められた。 □ これまでの観光協会は、観光の振興を目的に観光事業に取り組んできた。これからの観光協会では、観光による地域振興を目的に、地域づくりに取り組むことが期待されている。 ○ “「マーケティング」よりも「マネジメント」が重要“の内容について具体的な説明が求められた。 □ 観光による地域づくりを行う中で、多様な地域住民や事業者と良好な関係を築きながら進めることが重要。その一方で、有限的な観光協会の人員と財源を全ての取り組みに平等に充てることは難しい。「集中と選択」「優先順位」など図らなくてはならないときに、みんなの合意を得ることが一番難しい。 ○ 「シビックプライドの醸成」とはどういう意味か説明が求められた。 □ シビックプライドとは「自分の地域への誇り」と言い換えられている。観光だ
-------------------------	--

	けでなく、地方創生や持続可能なまちづくりに取り組む中で、住民の消費行動や人口流出の点で、重要な指標となっている。 議題3 今後の検討スケジュールについて 次回の開催日程については、令和6年2月26日（月）午後7時から町総合センター2階集団指導室で開催することとした。
--	--

庶務担当課	商工観光課 観光係（内線：242）
-------	-------------------

第2回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年2月26日）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第2回白石町観光協会設立準備委員会
開 催 日 時	令和6年2月26日 19:00～
開 催 場 所	町総合センター 2階集団指導室
出 席 状 況	出席者：秀島委員長、坂口副委員長、永代委員、小野委員、石田委員、久原委員、伊東委員、井上委員、小森委員、藤井委員、副島委員、ベントリー委員、永田アドバイザー（代理）、松下アドバイザー、松本アドバイザー、本山オブザーバー、中村オブザーバー、坂本オブザーバー、山口オブザーバー、矢川オブザーバー 事務局：観光課長、観光課長補佐、観光係長、観光係職員
議 題	1 観光協会事業実施計画（案）について 2 その他
結 論	議 題 1 観光協会事業実施計画（案）について、 ・ 事務所の位置について、設立時は商工観光課内に設置しつつも、将来的な移設について追記する。 ・ 通年観光推進事業について、時代性を考慮した内容を反映させる。 ・ 既存の観光客だけでなく、新規の呼び込みと消費額を意識した内容を含める検討を図る。 ・ 白石町観光物産 PR キャラクター「しろいしみのりちゃん」の活用も含めた検討を図る。 ・ 現在、「しろいし緑の芸術祭」を主催する白石町観光推進協議会を白石町観光協会に移管し、協議会を継続していくこととして、具体的な体制と役割の整理について明記を検討する。 ・ 将来の観光事業を担っていく人材の育成を目的とした事業の検討を図る。 議 題 2 その他 次回の開催日程については、令和6年3月27日（水）午後7時から白石町役場3階 大会議室で開催することとした。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	議題1 観光協会事業実施計画（案）について 【説明要旨】 資料を基に、事務局から説明した。 【質疑・意見等】 ○ 観光協会の事務所は、町役場商工観光課内に将来的にも設置する認識でまちがないか。 ● 設立時は、町役場商工観光課内としているが、将来的には例えば、道の駅に

(発言者) ○印＝委 員 ●印＝事務局	移設し、観光案内機能を持たせることなども考えている。 ○ 通年観光推進事業の情報発信について、SNS もInstagramや X (旧ツイッター)、フェイスブックだけでなく、Tik Tok などの若い人を意識したツールも検討しては。 ● 承知しました。 ○ 情報発信のターゲット層について、既存の観光客ばかりではなく、新規の観光客を呼び込むような内容を検討してほしい。 また、消費額を意識した事業内容を検討してほしい。 ● 内容を検討させていただきます。 ○ 町内外の事業者と連携した特産品やお土産品の開発事業について、白石町物産 PR キャラクター「しろいしみのりちゃん」も活用し、グッズの制作や販売も実施してはどうか。 ● 内容を検討させていただきます。 ○ 現在、「しろいし緑の芸術祭」を主催する白石町観光推進協議会を白石町観光協会に移管し、「イベントの実施」と「観光の推進体制」としての役割を持たせるとあるが、「商工観光課」「観光協会」「観光推進協議会」など、二重行政のような懸念を感じた。 ● ご指摘の内容について、改めて精査します。 ○ 将来の観光事業を担っていく人材の育成や支援を目的とした取り組みを検討してほしい。 ● 内容を検討させていただきます。 議題3 今後の検討スケジュールについて 次回の開催日程については、令和6年3月27日(水)午後7時から白石町役場3階 大会議室で開催することとした。
--	--

庶 務 担 当 課	商工観光課 観光係 (内線：242)
------------------	---------------------------

第3回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年3月27日）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第3回白石町観光協会設立準備委員会
開 催 日 時	令和6年3月27日 19:00～
開 催 場 所	白石町役場3階 大会議室
出 席 状 況	出席者：秀島委員長、坂口副委員長、田中委員、永代委員、小野委員、久野委員、久原委員、伊東委員、井上委員、小森委員、副島委員、林委員、松本アドバイザー、本山アドバイザー、中村アドバイザー、坂本アドバイザー、山口アドバイザー 事務局：観光課長、観光課長補佐、観光係長、観光係職員
議 題	1 観光協会事業実施計画（案）について 2 観光協会設立における組織の形態（案）について 3 定款（案）について 4 その他
結 論	議 題 1 観光協会事業実施計画（案）について、 ・ 第2回委員会で、ご意見ご指摘のあった内容について、事務局より追記及び反映したことについて説明した 議 題 2 観光協会設立における組織の形態（案）について ・ 資料を基に、事務局より観光協会の組織形態について説明し、「一般社団法人」として設立することで調整及び準備を図る。 議 題 3 定款（案）について ・ 一般社団法人として設立する場合の定款資料を基に、事務局より検討事項を共有し、内容精査後、次回の委員会で具体案を提出する。 議 題 4 その他 次回の開催日程については、令和6年4月30日（火）午後7時から白石町役場3階 大会議室で開催することとした。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者）	議題1 観光協会事業実施計画（案）について 【説明要旨】 第2回委員会からの意見、指摘事項などを修正及び追記した資料を基に、事務局から説明した。 【質疑・意見等】 ○ パンフレット制作や HP 制作をする中で、多言語版はどの言語を対象に考えているか。 ● 明確に決めてはいないが、英語の他、中国語（繁・簡）、韓国語は必要だろうと考えている。

○印＝委 員 ●印＝事務局	○ 着地型観光商品の造成・促進事業について、「着地型ツアーの造成」「周遊コースツアーの造成」とあるが、内容によっては、旅行業の免許にもかかわってくるため「ツアーの造成」ではなく、コンテンツの造成の方が適当と思われる ● 承知しました。 ○ 「商工観光課」「観光協会」「観光推進協議会」などの二重行政の懸念について、懸念が拭えない。 観光推進協議会が、観光協会の一部として移管するために、発展的に解散するのであれば理解するが。 ● ご指摘の内容について、改めて精査します。 ○ 将来の観光事業を担っていく人材の育成や支援を目的とした取り組みを検討してほしい。 ● 内容を検討させていただきます。 議題2 観光協会設立における組織の形態（案）について 【説明要旨】 資料を基に、事務局から以下の点について説明した。 ・ 将来的に、事業の展開や拡大を考えた場合「任意団体」では、免許取得のための資格などで認められないこともあり、法人として設立が望ましい。 ・ 観光という、活動分野が多岐にわたり、今後、公益事業だけでなく収益事業も考えるならば自由度の高い「一般社団法人」としての設立が望ましい。 【質疑・意見等】 なし 議題3 定款（案）について 【説明要旨】 議題2において、一般社団法人として設立することを第一候補案としたため、設立に必要な定款（案）を配布し、検討事項の共有を行い、事務局で精査後、次回委員会での協議をお願いした。 【質疑・意見等】 なし 議題4 今後の検討スケジュールについて 次回の開催日程については、令和6年4月30日（火）午後7時から白石町役場3階 大会議室で開催することとした。
--------------------------	---

庶務担当課	商工観光課 観光係（内線：242）
-------	-------------------

第4回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年4月30日）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第4回白石町観光協会設立準備委員会
開 催 日 時	令和6年4月30日 19:00～
開 催 場 所	白石町役場3階 大会議室
出 席 状 況	出席者：秀島委員長、坂口副委員長、田中委員、永代委員、石田委員、伊東委員、井上委員、小森委員、副島委員、山口アドバイザー、松本アドバイザー、本山アドバイザー、中村アドバイザー、大串アドバイザー、山口アドバイザー、矢川アドバイザー 事務局：観光課長、観光課長補佐、観光係長、観光係職員
議 題	1 観光協会事業実施計画（案）について 2 定款（案）について 3 設立スケジュール（案）について 4 その他
結 論	議 題 1 観光協会事業実施計画（案）について、 ・ 第3回委員会で、ご意見ご指摘のあった内容について、事務局より追記及び反映、整理したことについて説明した。 ・ 組織体制図について、修正し次回報告する。 議 題 2 定款（案）について ・ 一般社団法人として設立することを前提に作成した資料を基に、事務局より説明した。 ・ 組織名称について、漢字表記から平仮名表記の「しろいし町観光協会」へ見直しを図った。 ・ 会員種別及び会費について検討を行った。 ・ 事務局体制について、修正し、次回報告する。 議 題 3 設立スケジュール（案）について ・ 事務局より資料を基に説明した。 議 題 4 その他 次回の開催日程については、令和6年5月27日（月）午後7時から白石町役場3階 大会議室で開催することとした。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、	<新年度による配置移動があったため山口アドバイザー、大串アドバイザーについて委嘱書の交付を行った。> 議題1 観光協会事業実施計画（案）について 【説明要旨】

同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝委員 ●印＝事務局	第3回委員会からの意見、指摘事項などを修正及び追記した資料を基に、事務局から以下について説明、及び提案した。 ・ 改めて内容を精査し、事業計画の整理した項目について ・ 新たに追記した環有明海観光連合に関連した事業について ・ 「商工観光課」「観光協会」「観光推進協議会」などの二重行政の懸念解消のため改めて整理した項目について ・ 資料内に記載する組織体制図について 【質疑・意見等】 (オブザーバー) 6(1) 事業実施計画の推進体制と監理について、「白石町や白石町商工会をはじめ」と記載される個所に「農業団体」や「漁業団体」も明記してはどうか。 ● 承知いたしました。 ○ 3(1) 町内イベントの支援について、ここに記載のない「しろいし歌垣まつり」も対象にしてほしい。 ● ここに記載しているのは一例で、町内の催しには積極的に関わっていくよう考えているが、記載内容については、ご意見を反映できるよう修正したい。 ○ 3(4) に新たに追記された「環有明海観光連合に関連した事業」について、具体的な取り組み内容を教えてほしい。 ● 白石町内で一番集客力の高い「道の駅しろいし」の最たる強み、理由でもある、「有明沿岸道路」。この有明沿岸道路でつながる(予定や周辺市町も含む)市町で構成される「環有明海観光連合」。この商圈から、しっかり集客をしていきたいため、観光連合への加盟を行うが、実際に観光連合が、どのような事業計画なのか詳細がわからないため、具体例の記載が難しい。 <以下、出席委員からの質疑がなくなったため、欠席するアドバイザーからの疑義を共有、回答した> ○ 資料内の組織体制図と定款に記される事務局体制に違いがある。 ● 事務局体制について、検討中のため次回の第5回委員会で事務局案を改めて提出いたします。 議題2 定款(案)について 【説明要旨】 資料を基に、事務局から以下について説明、及び提案した。 ・ 第3回時に提出した定款(案)から変更を行った箇所について ・ 組織名称の平仮名表記(案)について ・ 会員種別及び会費(案)について 【質疑・意見等】 ● 組織名称について、漢字表記の「白石町観光協会」は“しろいし”の他に“しら
---	--

し”とも読め、間違われやすいこともあり近年では、「しろいしレンコン」「しろいし緑の芸術祭」「しろいし春のつつじまつり」など平仮名表記が増えているため、改めて観光協会の名称も検討を求めた。

また、白石市観光協会も実在しており「町」をつけるかどうか、併せて、「観光協会」という観光事業者の総称名についても協議をお願いしたい。

(オブザーバー) 法人登記上は漢字表記のままとし、実際の業務毎で表記を変えることはできないか。

(アドバイザー) (宮城県) 白石市観光協会 HP を見ると、登記は“白石市観光協会”で、HP 名称は“しろいし旅カタログ”となっている。法人登記の名称と変えてもよいのではないか。

- 法人法上は登記名称と、事業活動における別に通称をもつことは、問題ないと思われる。ただし、情報媒体によって、異なることは分かりづらさにもなるため、観光協会の認知を高めるという点では、課題もあるかと思われる

<委員長より、委員の挙手による賛否が求められ、「しろいし町観光協会」を組織名称とした。>

- 会員種別及び会費について、参考資料により、安定的な運営と会員の加入のしやすさに適する種別及び会費について、以下の事務局案を提示し、検討を求めた。

会員種別	議決権	会費
個人会員（個人・個人事業者など）	あり	5,000 円
団体会員（組合・非営利団体など）	あり	10,000 円
法人会員（企業・営利団体など）	あり	15,000 円

- 前回案では「賛助会員」があったが、どういう経緯で変わったのか。
- 前回までの案は正会員（議決権あり）、賛助会員（議決権なし）としていた。白石町内では、多くの農家や飲食店を含め個人事業者がおり、白石町の観光において重要な地域資源と考えている。この方々の意見は重要であると考え、議決権は全員にある方がよいと考えた。
- 県内観光協会等の参考情報では、温泉地や宿泊地の観光協会は比較的高い金額を設定しており、白石町については、個人事業主として 1,000～2,000 円が妥当ではないか。
- 自社としても、限られた予算の中で、社内に理解を得ながら進めていくうえで、10,000～15,000 円は難しい。
- 安定的な運営を考えたときに、会費が集まらなかった場合はどうなるのか。
- 参考情報の会費使用用途案を基に、以下のとおり回答した。

</

庶務担当課	商工観光課 観光係（内線：242）
-------	-------------------

第5回白石町観光協会設立準備委員会会議録（令和6年5月27日）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第5回白石町観光協会設立準備委員会
開 催 日 時	令和6年5月27日 19:00～
開 催 場 所	白石町役場3階 大会議室
出 席 状 況	出席者：秀島委員長、田中委員、久野委員、石田委員、久原委員、伊東委員、小森委員、副島委員、林委員、山口アドバイザー（代理）、松下アドバイザー、松本アドバイザー、本山オブザーバー、大串オブザーバー、矢川オブザーバー 事務局：田島町長、観光課長、観光課長補佐、観光係長、観光係職員
議 題	1 事業実施計画、定款等について 2 協議結果報告書（案）について 3 その他
結 論	議 題 1 事業実施計画、定款等について ・ 理事会体制及び事務局体制 ・ 将来的な事務所移設 ・ 白石町版DMO 上記について、事務局より協議検討した内容を説明し、承諾された。 議 題 2 協議結果報告書（案）について ・ 理事及び監事の選出母体 ・ 事務局運営に係る諸規則 ・ 今後のスケジュール・展望 上記について、事務局より協議検討した内容を説明し、承諾された。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印＝委 員	議 題 1 事業実施計画、定款等について 【説明要旨】 第4回委員会からの意見、指摘事項などを修正及び追記した資料を基に、事務局から以下について説明、及び提案した。 ・ 理事会体制及び事務局体制について ● 前回委員会で、検討中としていた事務局体制について、事務局内で協議した結果、理事会に実務に携わり、実状を知る者が入る方が良いのではと考え、事務局長を専務理事と兼務させ、業務執行理事として整理し、関連する部分も含めて修正追記しております。

●印＝事務局 □印＝オブザーバー	また、関係各所との協議の結果、事務局３名体制について、「３名以内」と追記しております。 ・ 将来的な事務所移設について ● 事務局職員で、改めて道の駅しろいしの現況確認と将来の展望を併せて協議検討（資料にて示す。）した結果、「将来的には観光案内所機能と併せて、道の駅しろいし敷地内に移行すること（を→も）検討する。」に修正したいと考えております。 ・ 白石町版DMOについて ● 協議結果報告書 P1 の秀島委員長作成の文章内に、「白石町版 DMO」という言葉が記されており、改めて図として補足説明した方が良いと考え、実施計画書内（協議結果報告書 P27）に追記しております。 <委員長より、委員へ意見疑義が求められる> 委員より、意見疑義が挙がらなかったため、承諾された。 議 題 2 協議結果報告書（案）について ● P21 に示しております、理事及び監事の選出母体につきまして ○ <委員長より発言>これにつきましては、これまで当委員会に関わっていただきました皆様に、是非、観光協会の会員となり、理事となり、これからも白石町の観光推進に関わっていただきたく、このとおり記載しています。ご検討のほどお願いいたします。 ● P21 に示しております、事務局運営に係る諸規則につきまして、事務局内で検討協議しましたが、観光協会の運営及び事業内容が今後さらに詳細化されてから検討すべきと考え、前提としては白石町職員の勤務に関する規則を素案としながらも、実状を踏まえ改めて検討することと整理しております。 ● P29 に示しております、今後のスケジュール・展望について（文案を読み上げる）としております。 <委員長より、委員へ意見疑義が求められる> 委員より、意見疑義が挙がらなかったため、協議結果報告書について承諾された。 3 その他 ● 本日の議事や協議結果報告書に関しないことでも、白石町の観光についてご意見ご要望などあれば、伺いたいと思います。 <委員長より、参加者へ発言を求められる> □<大串オブザーバーより>白石町企画財政課長の大串です。前回会議において、観
-----------------------------	--

	光協会会費が、1口 2,000 円で決議されました。その際に観光協会の最低限の運営（人件費を除く）に少なくとも約 66 万円が必要とも試算されていました。単純に個人会員だけだと、330 人の会員が必要となります。もちろん白石町としても、観光協会を応援していきませんが、改めて皆様のご協力をお願いいたします。 <委員長より、他の発言を求められる> 他に意見なし 閉会に際し、事務局より、これまで委員会へご参加いただいた謝意を伝えるとともに、これから実際に観光協会設立に向けて進めていく中で、協議結果を前提としつつも、運営実態を鑑み、検討結果より計画変更されることがある旨、ご理解ご承知いただき閉会した。
--	---